

通 教 月 報

診 療 情 報 管 理 研 究

令和 6 (2024) 年 11 月号

編 集 武田 隆久
発 行 人 〒102-8414 東京都千代田区三番町 9-15
一般社団法人 日本病院会 事業部教育課
TEL 03-5215-6647 (受講生専用)
FAX 03-5215-6648 (受講生専用)
URL <https://jha-e.jp/>
受付時間 10:00~17:00
(ただし、土・日・祝祭日、年末年始は除く)
発 行 日 毎月 1 日

今、私たちにできること

細川 敬貴

東京大学医学部附属病院 医事課長

日本診療情報管理士会 研修等実行委員会 委員長

専門課程小委員会 委員

令和 6 年度診療報酬改定において、医療従事者に対するベースアップ評価料が設けられました。施設基準の届出を行っている医療機関では基本給や毎月支払われる手当の引き上げが行われることとなります。働き手が減少する中で、医療人材を安定的に確保するためには、ベースアップによって民間企業との賃金格差の改善を図る必要性があります。今後、ベースアップ評価料の届出の有無がどこで働くかの判断材料のひとつになる可能性もあることから、単なる診療報酬項目のひとつとは言えなくなるかもしれません。対象職種の中には診療情報管理士が含まれていますので、所属施設にもよりますが、これから診療情報管理士の認定を目指す皆様もベースアップ評価料の対象になる可能性が生まれます。ベースアップを目的に診療情報管理士認定を目指すわけではないとは思いますが、わずかな変化をモチベーションの維持に利用し、認定試験に向けて最善を尽くしてほしいと考えています。

さて、医療機関の経営的観点に立った場合に異なる問題が浮かびます。ベースアップ評価料による算定金額は全額をベースアップによる賃金改善に充当しなければならないため、この評価料に伴う病院収益の改善は見込めません。むしろ、多くの施設で賃金改善の全てをベースアップ評価料だけで賄うことが出来ないものと思われれます。昨今の物価高騰等によって、医療機関の経営状況は厳しさを増していますが、今回の診療報酬改定は改善を見込めるようなものではなかったと考えています。例えば、食事療養費は約 30 年間据え置かれた末に見直されましたが、1 食あたり 30 円の改定額では十分とは言えず、食材費や光熱費の高騰を補うことが難しいものでした。

医療機関が適切な医療を提供するためには施設の維持管理や設備投資に一定程度の支出を必要とします。さらに、働き方改革を実現するための効率化には医療 DX の推進が不可欠ですが、これを実現するためにも投資が伴います。厳しい経営状況ではこれらの費用さえも工面することが難しい状況に陥っています。

このような状況で私たちに何ができるのか。一足飛びに全てを解決することは不可能です。まずは診療報酬を漏れなく算定すること（カルテ記載を適切に！）、医療材料、衛生材料、光熱費の無駄を削減することなど、一緒に働く仲間とともに私たちが出来る身近なことに取り組むことが大切であると思います。